

<裾野市スポーツツーリズム推進協議会>

スポーツ合宿移動経費助成金 取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、裾野市でスポーツ合宿を実施する団体に対し、貸切バス・レンタカー運行料金の一部を予算の範囲内で助成することに関して必要な事項を定めるものである。

(助成対象の団体)

第2条 この要領による助成金の交付を受けることができるスポーツ合宿実施団体(大会、イベントを除く)は、次の要件を満たすものであることとする。

- (1)市内に宿泊すること。
- (2)市内に事業所を有するバスまたはレンタカー事業者を利用すること。

(助成対象額)

第3条 助成対象額は以下の表のとおりとする。

2 その他会長が適当でないとした経費については助成対象外とする。

(1) 貸切バス

1日の助成対象額(1台)	1日の助成金額(1台)
貸切バス料金が5万円未満の場合	実費分全額助成
貸切バス料金が5万円以上の場合	5万円を助成

※複数台の貸切利用も上記表に準じて算定する。

※1団体/日への貸切バス助成上限額は10万円とする。

(2) レンタカー

1日の助成対象額(1台)	1日の助成金額(1台)
レンタカー料金が3万円未満の場合	実費分全額助成
レンタカー料金が3万円以上の場合	3万円を助成

※複数台の利用も上記表に準じて算定する。

※1団体/日あたりのレンタカー助成上限額は12万円とする。

(助成金の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、スポーツ合宿移動手段助成金申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる関係書類を添えて提出しなければならない。

(1)事業計画書

(2)交通事業者を利用することが分かる見積書等の書類(写)

(3)その他会長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第5条 会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 会長は、前項の規定により助成金を交付すべきと認めるときは、交付決定通知書(様式第2号)を申請書に通知するものとする。

3 会長が、前条の申請について助成金を交付することが不相当と認めるときは、申請者に対して、その旨を通知するものとする。

(変更の申請)

第6条 前条第2項の規定により助成金の交付の決定を受けた申請者が、申請内容を変更、または中止しようとするときは、変更承認申請書(様式第3号)を提出し、会長の承認を受けなければならない。

(1)変更事業計画書

(2)交通事業者を利用することが分かる見積書等の書類(写)

(3)その他会長が必要と認める書類

(変更の承認)

第7条 会長は、前条の規定による内容の変更を承認するときは、変更承認通知書(様式第4号)により、通知するものとする。

(事業の中止)

第8条 交付金の交付決定を受けた申請者は、事業を中止する場合、事業中止届出書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 助成金の交付を受ける者は、当該事業終了後速やかに事業報告書(様式第6号)に次の各号に定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1)実績報告書

(2)バスまたはレンタカー事業者からの領収書

(3)請求書

(交付決定の取り消し)

第9条 会長は、申請者が虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、または、助成金の交付が不相当と認められるときは、助成金の交付決定

の全部または一部を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第10条 会長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消したときに、申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月13日から施行する。